

# 神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称） 骨子案にご意見をお寄せください！！

神奈川県で暮らし、働き、学んでいる皆さん、ともに地球温暖化問題に取り組んでいくための新しいルールについて、ご意見をお寄せください！

## 目 次

条例制定の趣旨、検討の経緯、基本的な考え方	2
1 目的	3
2 責務	3
3 県の地球温暖化対策	3
4 事業活動に関する地球温暖化対策	4
5 建築物に関する地球温暖化対策	5
6 開発事業に関する地球温暖化対策	6
7 地球温暖化対策評価審査会の設置等	6
8 新エネルギー等の活用	7
9 森林等の整備と保全	7
10 交通・自動車に関する地球温暖化対策	8
11 県民生活及び消費行動に関する地球温暖化対策	8
12 環境配慮技術の研究開発や温室効果ガス削減に貢献する活動への支援	9
13 地球温暖化対策教育の推進等	9
14 連携・協働による地球温暖化対策の推進	9
参考資料	10



### 意見募集期間

平成20年10月16日（木）～平成20年11月30日（日）（当日消印有効）

### 骨子案の配布場所

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、環境計画課、県ホームページ

(URL) <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/jourei/index.html>

### ご意見の提出方法

「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）骨子案への意見について」と明記して、神奈川県環境農政部環境計画課あてに、次のいずれかの方法でお寄せください。（最終ページの様式もご利用いただけます。）

【郵送】〒231-8588 （住所は省略できます。）

【ファクシミリ】045-210-8845

【Eメール】次のURLのリンク先からフォームメールでご意見を送信いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/jourei/index.html>

### ご意見への対応

いただいたご意見は、条例案の作成や、今後の地球温暖化対策の参考とさせていただきます。また、いただいたご意見を取りまとめ、県の考え方を整理した上で、後日公表させていただきます。（ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。）

皆様のご意見をお待ちしております！

（問い合わせ先）神奈川県環境農政部環境計画課地球温暖化対策班 電話045-210-4076（直通）

異常気象、健康への被害、食料生産量の低下、生物種の減少など、将来にわたる様々な悪影響が指摘され、国際的な対応の必要性が叫ばれている「地球温暖化」は、私たち人間が、暮らしの便利さや経済社会の合理性を求めて活動してきた結果もたらされた問題だと言われています。

この問題と取り組むには、こうした事実を知るとともに、私たち全員が主体的に行動を開始する必要があります。



## 検討の経緯

県は、平成19年3月に「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」（座長：森島昭夫・特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長）を設置し、神奈川県で実施する地球温暖化対策について検討を進めてきました。

本骨子案は、同検討委員会が知事に提出した報告書を踏まえ、作成したものです。

## 条例の基本的な考え方

### 【基本的考え方】

#### ① 全ての主体による取組の推進

地球温暖化問題は、あらゆる主体・分野に及ぶ課題であるため、事業者や県民などの各主体に対し、その責務と役割を明らかにし、地球温暖化防止のための主体的な取組を促します。

#### ② 各主体相互の連携・協働

事業者や県民などそれぞれの主体ごとに取組を進めるとともに、各主体が相互に連携し、協働して温暖化対策に取り組むことを求めます。

#### ③ 神奈川の先進性・優位性の活用

本県には、これまで環境問題に積極的に取り組んできた経験とこれを支えた人材、高度な技術を有する産業の集積があります。こうした本県の有する先進性・優位性を活用して、環境配慮技術の開発・普及を促進し、温暖化問題への貢献を目指します。

### 【各部門における取組の方向】

#### ① 産業・業務部門の対策

二酸化炭素排出量に占める割合が高い産業部門及びその増加が著しい業務部門については、実効性のある対策が必要であることから、大規模事業者や大規模建築物の建築主、大規模開発事業者に対し、温室効果ガスの削減対策や環境配慮の措置等を記載した計画書を県に提出することを義務づけ、県がその内容を公表する新たな制度を導入します。

#### ② 家庭部門の対策

意識改革から行動変革へつなげるための様々な施策による誘導を基本とし、環境に配慮した消費行動や、ライフスタイルの転換に向けた具体的な行動を促します。

#### ③ 運輸部門の対策

公共交通機関の利用等を促進するとともに、電気自動車など環境負荷の少ない自動車の普及を推進します。

# 「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」骨子案

## 1 目的



この条例は、神奈川県環境基本条例の本旨にのっとり、地球温暖化の防止が人類共通の課題であることを踏まえ、県、事業者、県民等の各主体の責務と役割を明らかにし、地球温暖化防止のための各主体の取組を促すことにより、協働して、神奈川をエネルギー多消費型の社会から地球環境に対する負荷が小さい社会に転換し、良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくことを目的とする。

## 2 責務

### (1) 県の責務

- 県は、地球温暖化対策に関する施策を実施するものとする。
- 県は、地球温暖化対策に関する施策の実施に当たっては、市町村、事業者、県民及び民間の団体等と連携・協働して取り組むものとする。
- 県は、市町村、事業者、県民及び民間の団体等が行う地球温暖化対策を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

### (2) 事業者の責務

- 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を積極的に行うとともに、温室効果ガスの排出抑制等に寄与する技術の開発及び商品・サービスの提供に努めなければならない。

### (3) 県民の責務

- 県民は、地球温暖化問題への理解を深め、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

## 3 県の地球温暖化対策

### (1) 地球温暖化対策計画等の策定

- 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を策定するものとする。
- 地球温暖化対策計画に定める事項（略）
- 知事は、県の施策・事業及び事務に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（以下「県庁温室効果ガス排出抑制計画」という。）を策定するものとする。
- 知事は、地球温暖化対策計画及び県庁温室効果ガス排出抑制計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。
- 知事は、地球温暖化対策計画及び県庁温室効果ガス排出抑制計画の計画的な推進を図るため、毎年度その進捗状況を公表するものとする。

### (2) 地球温暖化防止の観点からの配慮

- 県は、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策・事業に関する企画及び実施にあたっては、地球温暖化防止の視点を盛り込んで行うものとする。

### (3) 県の率先実行

- 県は、県が設置又は管理する施設及び県が管理する自動車等の省エネルギー化、新エネルギー等の導入など温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を率先して実施するよう努めなければならない。

### (4) 地球温暖化対策指針の作成

- 知事は、地球温暖化対策を推進するために必要な事項に関する指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。
- 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

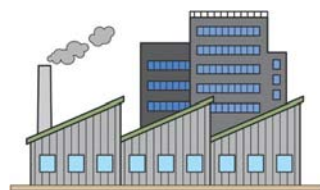
「地球温暖化対策指針」は、4(2)、5(2)及び6(1)に定める計画書の作成に必要な事項等について定めるものとする。



#### 4 事業活動に関する地球温暖化対策

##### (1) 特定大規模事業者の責務

- 温室効果ガスの排出に相当程度影響を及ぼす大規模事業者として規則で定める者（以下「特定大規模事業者」という。）は、2(2)に規定する取組を進めるとともに、地域の地球温暖化対策の推進や環境配慮技術の普及に努めなければならない。



##### (2) 特定大規模事業者による地球温暖化対策計画書の提出

- 特定大規模事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。
  1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針
  2. 温室効果ガスの排出削減目標及び目標を達成するための措置の内容
  3. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
  4. 地域の地球温暖化対策に貢献する取組の内容
  5. 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 地球温暖化対策計画書を提出した事業者は、計画に基づいて行った対策の結果について、規則の定めるところにより、毎年度報告書を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。

### 規則で定める内容

「特定大規模事業者」とは、次のいずれかに該当する事業者が考えられる。

- ① エネルギー使用量が原油換算で1,500k1/年以上の事業者
- ② 1,000人以上の従業員を雇用する事業者
- ③ 100台以上の自動車を使用する事業者

※ 上記の基準は、県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断する。（フランチャイズチェーンは一事業者とみなす。）

##### (3) 中小規模の事業者による地球温暖化対策計画書の提出

- 4(1)に規定する規模に満たない事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。また、知事はその内容を公表するものとする。

##### (4) 中小規模の事業者が取り組む地球温暖化対策への支援

- 知事は、4(3)の規定に基づき、地球温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策に取り組む中小規模の事業者に対し、必要な支援を実施するよう努めなければならない。

##### (5) 県による指導や助言の実施

- 知事は、地球温暖化対策計画書を提出する事業者に対して、指導及び助言を行うことができる。
- 知事は、提出された地球温暖化対策計画書の内容が、地球温暖化対策指針に照らして十分ではないと認めるときは、事業者に対し、改善を求めることができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

##### (6) 勧告及び勧告の公表

- 知事は、地球温暖化対策計画書を提出すべき者が正当な理由なく提出しない場合、又は地球温暖化対策計画書を提出した者が虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。



## 5 建築物に関する地球温暖化対策

### (1) 建築主等の責務

- 建築物を新築、改築又は増築しようとする者（以下「建築主」という。）は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 建築物を所有する者は、その所有する建築物について、省エネルギー性能等を維持し又は向上させるよう努めなければならない。



### (2) 特定建築物の環境配慮に関する計画書の提出

- 規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）を新築、改築又は増築しようとする者（以下「特定建築主」という。）は、地球温暖化対策指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。
  1. 特定建築物の概要
  2. 特定建築物に係る環境負荷の低減に関する事項
  3. 前号に規定する措置の評価結果
  4. 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 特定建築主は、建築物環境配慮計画書の作成にあたり、新エネルギー等の導入について検討し、その結果を建築物環境配慮計画書に記載しなければならない。

#### 規則で定める内容

「特定建築物」とは、新築、改築又は増築に係る延べ床面積が5,000㎡を超えるものが考えられる。



「新エネルギー等」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第一条に規定する新エネルギー並びに未利用エネルギー（工場等の排熱の利用と温度差熱利用）、電気自動車及び燃料電池をいう。

### (3) 特定建築物の環境性能の表示等

- 特定建築主又は特定建築物の販売・賃貸の委託を受けた者（以下「特定建築主等」という。）は、特定建築物の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、知事が定めるところにより、当該広告中に特定建築物の環境性能を表示しなければならない。また、表示をした旨を知事に届け出なければならない。



「建築物の環境性能」とは、外壁の断熱性や設備の省エネ性能、さらに居住性など、環境に与える負荷の低減性や室内環境における快適性をいう。

- 特定建築主等は、特定建築物を購入又は賃借をしようとする者に対して、その建築物の環境性能について説明するよう努めなければならない。

### (4) 中小規模の建築物の環境配慮に関する計画書の提出

- 5(2)に規定する規模に満たない建築物を新築、改築又は増築しようとする者は、地球温暖化対策指針に基づき、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。また、知事はその内容を公表するものとする。

### (5) 中小規模の建築物の環境性能の表示等

- 5(4)の規定に基づき、建築物環境配慮計画書を知事に提出した建築物の建築主又はその販売・賃貸の委託を受けた者は、その建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときに、知事が定めるところにより、当該広告中にその建築物の環境性能を表示することができる。

### (6) 建築物への環境性能情報の掲示

- 5(2)及び(4)の規定に基づき、建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、当該建築物の環境性能について、当該建築物に知事が指定する標章を掲示することができる。また、掲示した場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

(7) 県による指導や助言の実施

- 知事は、建築物環境配慮計画書を提出する者に対して、指導及び助言を行うことができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

(8) 勧告及び勧告の公表

- 知事は、建築物環境配慮計画書を提出すべき者が正当な理由なく提出しない場合、建築物環境配慮計画書を提出した者が虚偽の内容を提出した場合、特定建築主等が特定建築物に関する虚偽の環境性能を広告に表示した場合、又は建築物の環境性能情報の掲示にあたり、虚偽の内容を掲示し若しくは必要な届出を行わなかった場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

(9) 優れた省エネルギー性能等を備えた住宅の普及

- 知事は、優れた省エネルギー性能等を備えた住宅を普及するための措置を講じるよう努めなければならない。

6 開発事業に関する地球温暖化対策

(1) 特定開発事業の温室効果ガスの排出抑制等に関する計画書の提出

- 規則で定める規模以上の開発（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）は、地球温暖化対策指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「開発事業温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。
  1. 特定開発事業の概要
  2. 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容
  3. 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 特定開発事業者は、開発事業温暖化対策計画書の作成にあたり、新エネルギー等の導入について検討し、その結果を開発事業温暖化対策計画書に記載しなければならない。

**規則で定める内容**

「特定開発事業」とは、10,000㎡以上の区域で、かつ予定建築物の延べ床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築を目的とする事業が考えられる。

(2) 県による指導や助言の実施

- 知事は、開発事業温暖化対策計画書を提出する者に対して、指導及び助言を行うことができる。
- 知事は、提出された開発事業温暖化対策計画書の内容が、地球温暖化対策指針に照らして十分ではないと認めるときは、事業者に対し、改善を求めることができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

(3) 勧告及び勧告の公表

- 知事は、開発事業温暖化対策計画書を提出すべき者が正当な理由なく提出しない場合、又は開発事業温暖化対策計画書を提出した者が虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

7 地球温暖化対策評価審査会の設置等

- 知事は、地球温暖化対策評価審査会（以下「評価審査会」という。）を設置する。
- 知事は、4(5)の規定に基づき、事業者が提出した地球温暖化対策計画書について改善を求めようとするとき、又は6(2)の規定に基づき、特定開発事業者が提出した開発事業温暖化対策計画書について改善を求めようとするときは、評価審査会の意見を聴かななければならない。

## 8 新エネルギー等の活用

- 事業者及び県民は、太陽光発電など新エネルギー等の優先的な利用に努めなければならない。
- 県は、市町村、事業者及び民間の団体等と協働して、新エネルギー等の導入を促進するための施策を推進するものとする。

## 9 森林等の整備と保全

- 県、市町村、森林所有者、事業者及び県民等は、連携・協働して、森林の適切な保全・整備及び間伐材等の森林資源の利用に努めなければならない。
- 県、市町村、事業者及び県民等は、連携・協働して、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

## 10 交通・自動車に関する地球温暖化対策

### (1) 公共交通機関等の利用の推進

- 事業者（専ら自動車を用いた事業活動を行う事業者を除く。）及び県民は、温室効果ガスの排出量がより少ない公共交通機関又は自転車等の利用により、自動車等の使用の抑制に努めなければならない。
- 県は、市町村等と連携して、公共交通機関等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。
- 多くの来客が見込まれる施設の管理者又はイベントの主催者は、地球温暖化対策指針に基づき、自動車での来場を減らすための配慮をしなければならない。

### (2) 環境負荷の少ない自動車利用の推進

- 県民は、温室効果ガスの排出が少ない自動車の購入又は利用に努めなければならない。
- 自動車を運転する者は、エコドライブや、自動車の適正な整備に努めなければならない。
- 事業者は、従業員に対するエコドライブの啓発や、温室効果ガスの排出が少ない自動車の購入又は利用に努めなければならない。
- 自動車を製造する事業者は、エコドライブを促す機能の搭載に努めなければならない。



「エコドライブ」とは、急発進・急加速をしない、アイドリングストップを実施するなど、無駄な燃料消費を減らし環境負荷を少なくする運転方法をいう。

「エコドライブを促す機能」とは、デジタルタコグラフやアイドリングストップ機能などをいう。

- 県及び自動車交通に関与する者は、電気自動車など温室効果ガスの排出が少ない自動車の普及に努めなければならない。



「自動車交通に関与する者」とは、自動車メーカー、駐車場管理者、自動車に関する研究を行なう大学など、自動車交通に関係する事業者や研究機関等をいう。



## 11 県民生活及び消費行動に関する地球温暖化対策

### (1) 商品やサービスに関する環境配慮の実施

- 商品を製造する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品の開発に努めなければならない。
- 商品やサービスを販売する事業者は、より環境負荷の小さい方法での販売等に努めなければならない。



「より環境負荷の小さい方法での販売等」とは、営業時間の短縮やレジ袋の削減、共同配送などの取組をいう。

- 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品やサービスの購入又は利用に努めなければならない。

## (2) ライフスタイルの転換の推進

- 県は、市町村、事業者、県民及び民間の団体等と協働して、事業活動や日常生活における温室効果ガスの排出を減らすための取組を推進するものとする。
- 事業者及び県民は、事業活動や日常生活における過度なエネルギー消費の見直しに努めなければならない。



「過度なエネルギー消費」とは、必要以上の照度の照明や、過度な温度設定による冷暖房の使用などをいう。

## 12 環境配慮技術の研究開発や温室効果ガス削減に貢献する活動への支援

### (1) 環境配慮技術の研究開発の促進

- 事業者及び研究機関等は、連携して環境配慮技術の研究・開発及び利用に努めなければならない。
- 県は、事業者及び研究機関等による環境配慮技術の研究及び開発の支援に努めなければならない。

### (2) 他の者の温室効果ガス削減に貢献する活動の促進

- 知事は、他の者の温室効果ガスの削減に貢献する事業や活動を支援するため、その事業や活動をする者からの申請に基づき、適当と認めるときは、当該事業活動を行う者を登録し、公表することができる。



「他の者の温室効果ガス削減に貢献する事業」とは、グリーン電力証書発行者やエコドライブライセンス発行者などをいう。

## 13 地球温暖化対策教育の推進等

### (1) 地球温暖化対策教育・学習の推進

- 県、市町村、事業者及び民間の団体等は、協働して、県民への地球温暖化対策教育・学習の機会の拡大に努めなければならない。
- 教育機関は、事業者及び民間の団体等と協働して、園児、児童、生徒及び学生への地球温暖化対策教育・学習の実施に努めなければならない。
- 事業者は、従業員への地球温暖化対策教育・学習の実施に努めなければならない。

### (2) 地球温暖化対策に関する顕彰

- 知事は、地球温暖化対策に大きく貢献する技術や活動について、業績の公表や表彰を行うものとする。

## 14 連携・協働による地球温暖化対策の推進

### (1) 県内各主体との協働

- 県、市町村、事業者、県民、民間の団体及び地球温暖化防止活動推進員等は、協働して、地球温暖化対策を推進しなければならない。

### (2) 県外の自治体と連携した地球温暖化対策の推進

- 県は、県外の自治体と連携して、効果的な地球温暖化対策の推進に努めなければならない。

### (3) 国際協力の推進

- 県、事業者及び民間の団体等は、海外への地球温暖化の防止等にご貢献する技術支援など、国際協力の推進に努めなければならない。



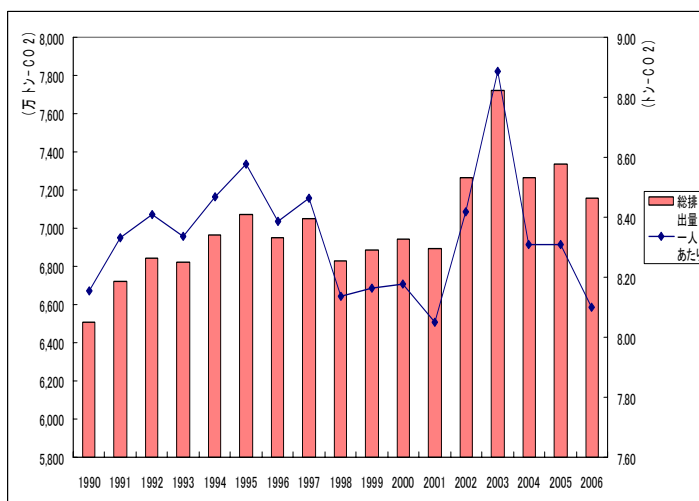
## 参 考 資 料

先進国（京都議定書附属書I国）の二酸化炭素排出量との比較（2005年）（単位=万トン-CO<sub>2</sub>）

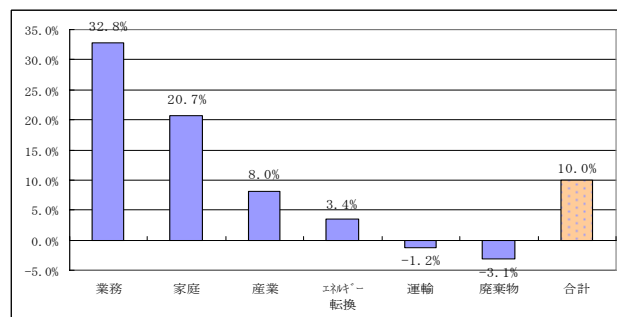
順位	国名	排出量	順位	国名	排出量
1	アメリカ	608,949	12	ウクライナ	32,154
2	ロシア	174,408	13	トルコ	24,188
3	日本	129,347	14	オランダ	17,591
4	ドイツ	87,294	15	チェコ	12,593
5	カナダ	58,338	16	ベルギー	12,333
6	イギリス	55,755	17	ルーマニア	11,053
7	イタリア	49,337	18	ギリシャ	11,028
8	フランス	41,661	19	オーストリア	7,965
9	オーストラリア	38,416	20	神奈川県	7,334
10	スペイン	36,828	21	ポルトガル	6,792
11	ポーランド	32,651		ハンガリー	6,181

※ 気候変動枠組条約事務局提供資料（CO<sub>2</sub> total without LULUCF）に基づき神奈川県が作成しました。

県内の二酸化炭素排出量の推移（1990年-2006年）

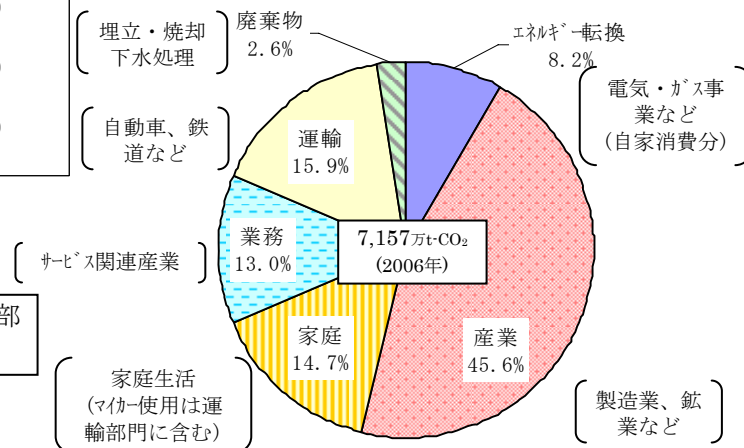


二酸化炭素排出量の対90年比部門別伸び率(2006年)



※ 2006年の二酸化炭素排出量は速報値です。

二酸化炭素排出量の部門別割合（2006年）



### □ 主な用語解説 □

**地球温暖化**：産業革命以降、人間が化石燃料を大量に消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを増加させたことで、大気の温室効果が強まり、地球の平均気温が上がってきている現象。

**化石燃料**：石油・石炭・天然ガスなどのエネルギー源。

**温室効果ガス**：温室のように地球を保温する働きを持つ、二酸化炭素などの気体。

**二酸化炭素**：京都議定書で削減対象となっている6種類の温室効果ガスのうち大部分を占め、地球温暖化に最も影響を与えている気体。

**省エネルギー**：事業活動や日常生活で使う電気、ガス、石油などのエネルギー消費を減らし、同じ活動でもより少ないエネルギーで行うように努める取組。

**新エネルギー**：太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーや、バイオマス等のリサイクルエネルギーなどの新たな（または見直された）エネルギー資源。

**環境への負荷**：人の活動などによって環境に与えるマイナスの影響。例えば温室効果ガスの増加が地球の気候に与える影響のようなこと。

